# 市民と市長が玉野市のまちづくりについて語り合う「たまののミーティング」実施要領

## 1. 目的

市長が地域や各団体の活動場所へ出向き、市民と直接対話することで、市長が市民ニーズを把握し、市民の声を市政に反映させるとともに、市長から市民へ市の取り組み等を情報提供し、市民の市政への関心を高めることを目的とします。

## 2. 実施方法

## (1) 対象者

この会に参加できる対象者は、玉野市内に在住・在勤・在学している人で、原則として5人以上で構成される団体・グループ等(以下「団体」という)とします。

## (2) 開催日時

年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く日の午前9時から午後8時までの間で1時間30分程度とし、申し込みのあった日時をもとに市長のスケジュールを調整して、開催日時を決定します。

## (3) 実施の内容

市長と団体が、玉野市のまちづくりについての意見交換を行います。

## (4) 議事進行

- ①はじめに、市長から40分程度、市政等について説明をします。
- ②その後50分程度、まちづくりについてフリートークで意見交換をします。

# (5) 実施の会場

会場は市内の会場を利用することとし、原則として、会場確保や準備等は、団体で行ってください。

## (6) 費用

会場使用料等が必要になる場合は団体でご負担ください。

## (7) 申込方法

団体は、「たまののミーティング申込書(様式第1号)」または任意様式で団体名、代表者(担当者)氏名、住所、電話番号、開催希望日時(第1~3希望)、開催場所、参加人数を記入のうえ、秘書広報課政策秘書室へ郵送、電子メール、FAX等で提出してください。

## (8) 実施の決定

日程等調整後、決定事項について、秘書広報課からお知らせします。

# 3. 注意点

以下の場合については、申し込みをいただいても実施することができません。

- ①公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき
- ②特定の政党、宗教又は営利を目的とするとき
- ③市長及び市政に対する批判や抗議活動又は陳情や要望活動となるおそれがあるとき
- ④「たまののミーティング」の目的に反しているとき

# 4. 申込み・問合せ先

玉野市政策部秘書広報課政策秘書室

TEL:0863-32-5500 / FAX:0863-32-5508

E-MAIL:secretary@city.tamano.lg.jp